

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。こうした中において我が村も各種災害に対する防災対策が必要である。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、村、公共機関、住民それぞれが防災に向けた積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していけるものである。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく上小阿仁村地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編で構成）のうち、風水害など一般災害対策編に係る総合的な対策であって、村、県、公共機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、村における防災対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、防災に関し、村及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は防災対策の基本となる事業であるので、事業を実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

3 住民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等防災へ寄与するものとする。

4 防災業務施設、設備、資機材等の整備

村及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、資機材の整備を図る。

第2節 計画の性格及び構成

第1 性格及び構成

1 性 格

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として、風水害等一般災害に関し本村の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の計画が広域的な総合調整機能を中心とした基本計画であるのに対し、村の計画は住民に直結した具体的な防災活動計画という性格を有し、相互に補完し合う関係である。実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して初めて防災対策が効果的に推進されるものであるが、村の地域防災に関しては村長が第1次的な責務を有する。

なお、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」などとは齟齬を生じないよう十分調整を図るものとする。

2 修 正

上小阿仁村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、村の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 構 成

本計画は、以下の4章から構成する。

第1章 総則（計画の基本的事項）

第2章 災害予防計画（災害予防に関する事項）

第3章 災害応急対策計画（災害応急対策に関する事項）

第4章 災害復旧計画（災害復旧に関する事項）

第3節 上小阿仁村防災会議

第1 防災会議

災害対策基本法第16条及び上小阿仁村防災会議条例（昭和38年条例第7号）に基づいて設置された機関で、村の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第2 防災会議の組織

1 構 成

会 長	委 員
村 長	一、村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名するもの。 二、秋田県知事とその部内職員のうちから指名するもの。 三、上小阿仁村の区域を管轄する警察署の警察署長またはその指名する職員。 四、村長がその部内の職員のうちから指名するもの。 五、村の教育委員会の教育長。 六、村の消防団長。 七、村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから村長が任命するもの。

2 所掌事務

- (1) 上小阿仁村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 上小阿仁村の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

<参考> 資料編 資料第1 防災組織に関する資料

第4節 防災関係機関の責務と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 上小阿仁村（災害対策基本法、以下「法」という。法第5条）

村は基礎的な地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、村の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

村長はこの責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び村民の隣保互助の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

2 県（法第4条）

県は、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関（法第3条）

指定地方行政機関は、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、村、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、村の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置をとるよう努めなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるようにその業務について、村に対し協力する責務を有する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民等（法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。また、住民は地域の防災に寄与するように努めなければならない。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 上小阿仁村

- (1) 上小阿仁村防災会議及び上小阿仁村災害対策本部に関すること。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報収集、伝達及び被害の調査・報告に関すること。
- (4) 防災に関する知識の普及、教育、訓練及び自主防災組織の結成、育成、強化に関すること。
- (5) 防災に必要な物資調達及び資材の備蓄、整備
- (6) 水防、消防、その他応急措置
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置
- (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (9) 県その他、災害の発生の防御、又は拡大防止のための措置
- (10) その他の防災関係機関との連絡、調整、協力に関すること。
- (11) 災害救助法が適用された災害に対し、知事から委任された救助事務又は知事の補助者して当該事務の実施に関すること。
- (12) その他地域防災の推進に関すること。

2 北秋田市（委託）

- (1) 北秋田市消防本部
 - ① 消防力等の整備に関すること。
 - ② 防災のための調査に関すること。
 - ③ 防災教育、訓練に関すること。
 - ④ 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
 - ⑤ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 - ⑥ 消防相互応援に関すること。
 - ⑦ 消防団との情報連絡応援協力体制に関すること。
 - ⑧ その他災害全般に関すること。
- (2) 環境衛生施設
 - ① ごみ処理施設に関すること。

3 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合

- ① 火葬施設に関すること。
- ② ごみ処理施設に関すること。

4 北秋田市周辺衛生施設組合

- ① し尿処理施設に関すること。

5 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

- (3) 災害に関する情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。
- (4) 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 災害救助法の適用実施に関すること。
- (6) 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。
- (7) 防災に関する知識の普及、教育、訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること。
- (8) 市町村防災業務の指導調整に関すること。

6 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北森林管理局 米代東部森林管理署 上小阿仁支署	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道、その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給及びその備蓄に関すること。
東北農政局秋田農政事務所地域第2課大館庁舎	1 災害時における主要食糧の需給対策に関すること。
大館労働基準監督署	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。
東北地方整備局 能代河川国道事務所	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。

7 県の地方機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北秋田地域振興局 地域企画課 (県民生活班)	1 地方災害対策部の庶務に関すること。 2 県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 3 市町村との連絡調整に関すること。 4 要望及び陳情に関すること。 5 災害広報に関すること。 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること。 8 管内地方機関との連絡調整に関すること。 9 災害時緊急通行車両通行証明書の発行に関すること。
北秋田地域振興局 県税課	1 県税の徴収猶予及び減免に関すること。
鷹巣阿仁福祉環境部 (北秋田保健所) 大館福祉事務所 (北福祉事務所)	1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 2 要援護世帯のり災者援護に関すること。 3 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 4 医療、救護に関すること。 5 防疫、清掃に関すること。 6 その他保健衛生関係の被害調査に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北秋田地域振興局 農林部	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害防止並びに災害応急復旧に関すること。 3 農林業災害に係る資金融資に関すること。
北秋田地域振興局 建設部	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害防止並びに災害応急復旧に関すること。
北秋田警察署	1 災害情報の収集に関すること。 2 交通情報の収集と交通規制に関すること。 3 警察通信の確保と通信統制に関すること。 4 被災者の救出、負傷者の救護に関すること。 5 犯罪の予防・取締りに関すること。 6 遺体検視及び身元不明遺体の身元確認に関すること。

8 自 衛 隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること。

9 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) (以下「NTT東日本」) (秋田支店)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産、その他の救助活動対策に関すること。 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の募集、配分に関すること。
日本通運(株)(秋田支店)	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること。
東北電力(株) (大館営業所)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。
上小阿仁郵便局 小沢田郵便局	1 災害時における郵便業務の確保に関すること。 2 災害時における為替、貯金、簡易保険等の非常取扱いに関すること。 3 災害時における応急融資措置に関すること。 4 災害救助用物資、小包郵便物の非常取扱い及び料金免除等に関すること。

10 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土地改良区	1 溜池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
(株)秋田放送 秋田テレビ(株) 秋田朝日放送(株) (株)エフエム秋田	1 気象予報、災害情報の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
秋田県医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
秋北バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。
秋田県エルピーガス協会	1 L P ガスの防災に関すること。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 3 L P ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。

11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 村民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害情報等の報道に関すること。
郡市医師会、 病院等医療施設	1 災害時における収容者の保護に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
あきた北央農業協同組合 北秋田森林組合 北秋田農業共済組合	1 県、村が行う被害調査の協力に関すること。 2 農林産物に係る災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農家に対する農業生産資材及び農家生活資材の確保、融資・あっせんに関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること。
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること。 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
上小阿仁村社会福祉 協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 県、村が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること。
上小阿仁村商工会	1 県、村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること。 3 災害時における物価安定対策に関すること。 4 救助用物資、復旧資器材の調達あっせんに関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
危険物貯蔵取扱所 大量集積所	1 ガス及び石油類等危険物の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料等の供給に関すること。 3 防護施設の整備に関すること。 4 村災害対策本部に対する技術員等の協力派遣に関すること。
上小阿仁村婦人会 日赤奉仕団	1 会員に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関すること。

第5節 上小阿仁村の概況

1 位置及び面積

(1) 自然条件

本村は、秋田県のほぼ中央、北秋田郡の西南部（東経 140 度 17 分 56 秒、北緯 40 度 3 分 35 秒が役場所在地）に位置し、東西に 11.9km、南北に 32.7km、周囲 97km、総面積は 256.82km²である。

2 地 勢

東方は「姫ヶ岳（651m）」「三枚平山（931m）」などの山々を境にして北秋田市と接し、西方は「赤倉山（398m）」「馬場目岳（1,037m）」を境に山本郡二ツ井町、琴丘町、南秋田郡五城目町と接し南方は「太平山（1,171m）」「白子森（1,179m）」を境に秋田市に接し、北方は北秋田市に接する南北に細長い広大な山間村となっている。

村の中央を「太平山」に源を発する小阿仁川が流れ、途中、堀内沢川、五反沢川、仏社川などの支流を合わせて北流し、北秋田市で阿仁川と合流し、米代川、日本海へと注いでいる。

村の北部を除いては、全般的に平地に恵まれず、総面積の約95%が山林原野で占められ、うち74%が国有林となっており、全国的にも秋田杉の主産地となっている。

このため、農業生産基盤である農用地は2%で、集落も北部の平坦地に分散している典型的な山村地域となっている。

3 気 象

平均気温は、年間 10℃内外で、年間降水量は 1,700mm、平均日照時間は 3.5 時間で特に 12 月、1 月は 1.5 時間と極端に少なくなる。1 年間の 3 分の 1 は雪で覆われ、特に南部及び東部の山間地は 2m にも及び、特別豪雪地、積雪寒冷地となっている。

4 人 口

本村の人口（国税調査）は、昭和 35 年の 6,972 人をピークにその後減少を続け、平成 12 年の国勢調査では 1,127 世帯、3,369 人、一世帯あたり平均 3.0 人となっている。

年齢層別人口の構成、推移をみると、少子化等による出生数の低下、若年層の転出に伴う人口の高齢化が進んでおり、平成 12 年で若年層比率（15～29 歳）は 10.0%、65 歳以上高齢者人口による高齢者比率は 35.5%となっており、全県でも高位の高齢化率となっている現状である。

今後も、出生数の低下、若年層の流出、平均寿命の延びなどによる高齢者人口の増加が進み、総人口も穏やかだが減少していくものと思われる。

また、人口減少の割合に比べると世帯数の減少は少なく、核家族化が進んでいる現況にある。

5 産業構造

本村の主な産業は農業であるが、総世帯数に占める農家数は 38.9%（431 戸）と年々低下している。しかも、一戸あたりの経営耕地面積は 1 ヘクタール未満と県平均の 66%にすぎない。

特に農業人口の他産業への流出が多く、近年、急速に第二種兼業農家の離農が顕在化している。

就業構造の動向をみると、第一次産業の減少と、第二次、第三次の漸増加というパターンで推移している。

6 交通通信

近年の高速交通体系の整備のより、国道 285 号線の改良及び秋田自動車道の北進等が計画・促進されており、また、平成 9 年には大館能代空港が開港されたことにより、秋田市及び東京方面へのアクセスは改良されてきている。

反面、増加する交通量に対して村民の生命を守るべく、交通安全施設の早急な整備が望まれている。

通信施設に関しては、依然として固定式電話が主力をなしているが、近年、携帯電話の普及が著しく、現在、村北部の集落地域を中心として通話が可能となっている。

また、パーソナルコンピュータの急激な普及によりインターネット通信の加入者も急増しており、今後情報伝達の主力を担うことが予測される。

防災無線については、全集落をカバーするよう設置されており、難聴地域の解消に向けて努めてきたが、一部老朽化が認められる。

第6節 既往の一般災害

既往の一般災害

明治25年以降に本村で発生した主な災害は次のとおりである。

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
明治25年3月	火 災		沖田面で10戸焼失
明治43年	火 災		大林で9戸焼失
明治43年	火 災		大海で11戸焼失
大正3年5月	火 災		五反沢で大火、41戸焼失、残る家3戸のみ
大正4年11月4日	火 災		大阿瀬で8戸焼失、飛火で長信田2戸焼失
大正15年7月10日	火 災		大林で9戸焼失
昭和9年4月2日	火 災		沖田面大火、郵便局外40戸焼失
昭和29年7月10日	火 災		沖田面部落大火 66棟消失
昭和29年9月26日	暴風雨		台風15号で被害甚大
昭和31年7月23日	水 害		集中豪雨で被害甚大
昭和34年7月10日	水 害		県道小蒲野地内及び村道上仏社地内擁壁倒伏欠潰 田地浸水冠水
昭和34年9月27日	暴風雨		台風15号（伊勢湾台風）各地被害続出 本村は稲架倒伏程度
昭和34年11月28日	火 災		診療所より出火 損害は 診療所 150坪 345万円 住宅2戸 40坪 125万円 薪小屋 8坪 12万円 車庫 6坪 15万円 機械器具 500万円 薬品その他 100万円 合計 1097万円
昭和36年1月31日	火 災		沖田面大火 住宅19棟、非住家3棟 845坪29世帯113人の被災者を出す。
昭和39年4月1日 ～4月8日	水 害		小沢田地区に地すべり発生 8日間にわたり雨量159mmと雪解けにより活発となり 水道給水管、森林軌道、頭首工を被壊した外、住 家4戸の全壊、8戸の半壊。

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
昭和 39 年 5 月 14 日	火 災	災害救助法	沖田面大火、住家 60 戸、非住家 18 棟焼失 77 世帯の焼失
昭和 39 年 8 月 13 日	水 害		集中豪雨 沖田面橋・コンクリート橋脚の一部流失 杉花橋の流失、各地の林道、農地被害など小阿仁川 で大洪水（被害 11 億 3 千万円）
昭和 41 年 6 月～8 月	冷 害		異常低温と日照不足で売渡し米は昨年より 2,000 俵不足となった。
昭和 42 年 9 月 6 日	火 災		萩形部落で住家 1 棟焼失
昭和 43 年 2 月 2 日	火 災		沖田面で住家 2 棟全焼
昭和 43 年 2 月 3 日	火 災		営林署、長滝事業所 1 棟を全焼
昭和 47 年 7 月 7 日 ～9 日	水 害		大洪水 河川堤防の決壊、橋の流失、床上浸水 66 戸、 床下浸水 51 戸、流失車庫 3 の 117 世帯 田畑の冠水面積 298.60 ヘクタール、 埋没決壊面積 41.31 ヘクタール、 護岸堤防 39 ヶ所 公道の路肩決壊、村道の小袋岱橋の流失など数十ヶ 所の被害 村道、林道の決壊、仏社国見沢林道地すべり数百メ ートルにわたる。
昭和 49 年 1 月	雪 害		1 月末現在で 2.0m 近くの積雪
昭和 56 年 5 月 7 日	火 災		杉花で 8 世帯全焼 全焼 14 棟、部分焼 7 棟 罹災面積 1,761 m ² （損害額 62,962 千円）
昭和 56 年 11 月	冷 害		2 年続きの冷害で農作物に大きな被害
昭和 58 年 3 月 3 日	雪 害		豪雪対策本部設置（積雪 157cm）
昭和 58 年 5 月 26 日	震 災		日本海中部地震（震度 5、マグニチュード 7.7）
昭和 60 年 2 月 7 日	雪 害		豪雪対策本部設置（積雪 164cm）
平成 3 年 2 月 25 日	雪 害		豪雪対策本部設置（積雪 145cm）
平成 3 年 9 月 28 日	暴風雨	激甚災害法	台風 19 号襲来、災害救援対策本部設置 森林被害は 491 ヘクタールの区域で発生、激甚災害 法による激甚災害地域の指定を受ける
平成 5 年 8 月 3 日	冷 害		農作物異常気象対策本部を設置
平成 7 年 2 月 1 日	雪 害		豪雪対策本部設置（114cm）

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
平成 11 年 1 月 11 日	雪 害		豪雪対策本部設置（積雪量 沖田面 88 c m、 小田瀬 110 c m）
平成 11 年 9 月 24 日	暴風雨		台風 18 号に伴う災害警戒本部設置
平成 13 年 2 月 16 日	雪 害		豪雪対策本部設置（積雪量 沖田面 87 c m、 大林 103 c m、南沢 110 c m）
平成 15 年 8 月 25 日	水 害	激甚災害法	集中豪雨 住家床上浸水 1 世帯、住家床下浸水 25 世帯 田 倒伏・埋没 5.1 ヘクタール 冠水 11.8 ヘクタール 畑 倒伏・埋没 2.5 ヘクタール 道路 13 ケ所、河川 5 ケ所、清掃施設（下水道）1 ケ所、農地・農業用施設 16 ケ所、治山・林道 8 ケ 所、比内鶏溺死 980 羽 （被害額 176,663 千円）
平成 15 年 12 月 28 日	水 害		国道 285 号線方向から萩形ダム方向約 6.0 キロメー トルの地点で右側の斜面が高さ約 30 メートル、幅 約 25 メートルにわたり崩壊し、幅員 4.2 メートル の県道杉沢・上小阿仁線を厚さ最大約 4 メートル、 長さ約 25 メートルにわたって土砂が覆った。